

長期金銭債権の減損

——基本的な着眼点——

米 山 正 樹

本稿のねらいは、金銭債権から約定どおりの資金回収が見込めなくなったとき、旧来とは異なる資金回収の手段としてどのようなものを想定できるようになるのか、「投資のねらい」の変化の態様をいっそう具体的に解き明かすことにある。前稿「資産の減損と簿価修正—問題の所在—」では「ねらい」の変化というコンセプトそれ自体の解説に主眼を置いてきたが、ここではそうした変化が業績評価のありかたに及ぼす影響を重視していく。まずはじめに、「変化」が生じるまでの間、正常な金銭債権に関する投資の成果はどういう形でとらえることになっていたのか、具体的な測定操作とそれを支える考えかたとを確認する。そのうえで、「投資のねらい」の変化がそのような測定操作とどう関わってくるのか、減損をつうじて業績評価の枠組みにどういう修正が求められるのかを論じていきたい。

本稿で採り上げるもうひとつの主題は、資金の返済が滞りなく行われるとはいえなくなったにもかかわらず、依然として旧来と同様のやりかたで資金の回収を期待するのが最善の選択とどういう場合、つまり「投資のねらい」に変化がみられない場合と、それが生じた場合との具体的な「より分け」にある。前稿でも言及したように、債権の不良化は「ねらい」が変化する場合と変化しない場合とを、ともに引き起こす。後に詳述するとおり、いずれの場合も債権の評価を切り下げる手続が導かれてくる。「投資のねらい」が変化した場合だけに着目しているかぎり、返済の滞った金銭債権の切り下げを包摂するような説明は与えられない。

では、「投資のねらい」が変化する場合のみならず、「ねらい」の変化が認められないケースにおいても、債権の評価を切り下げる必要が生じてくるのはなぜであろうか。結論を先取りしていうなら、「ねらい」が変化していないにもかかわらず簿価修正を施す必要は、金銭債権に固有の特徴と関わっている。それ以外のケースでは、通常、必要とされない手続なのである。「例外的な切り下げ」は金銭債権のどういう特性から導かれてくるものであろうか。本稿の後半では、これらの問題を採り上げることになっている。

第1節 正常な金銭債権をめぐる業績評価

(1) 「利息法 (interest method)」の意義

返済の滞った金銭債権を論じるのに先立ち、ここでは最初に、おおむね約定どおりの資金回収が期待できる「正常なもの」を採り上げる。不良債権をめぐる業績測定へと議論を進める際の準拠枠を、そこに求めようというのである。

実は正常な金銭債権の業績評価をめぐるっては、いまだ必ずしも見解の一致をみているわけではない。債権投資の成果について古くからルールの整備が進められてきた米国¹などと、その点で相対的に立ち遅れているわが国では、支配的な実務が少なからず異なっている。いずれを基準状

況とみるのかは研究スタイルに関する選択の問題であるが、本稿では米国などで支配的な実務となっている、「利息法」と呼ばれるやりかたに着目する。この方法が注目している事後の事実は、債権投資に寄せられた期待の実現を確かめるのに最もふさわしいものと考えられるからである。この点は後に詳述する予定である。

では、ここで紹介した「利息法」という業績測定の見方は、具体的にどのような特徴を有しているのだろうか。結論を先取りしていうなら、この方法は、(擬制された)資金投下額に対し、(会計上の)投資収益率が每期一定となることに主眼を置いた期間配分とすることができる。こうした結果を得るため、利息法の適用に際しては、はじめに、資金投下額(貸付額)と約定どおりに発生するはずの将来キャッシュフローとを一致させるような割引率が求められる。キャッシュインフローの見積もりにあたって、元本と利息とが区別されることはない。回収の見込まれるキャッシュフローのすべてを計算対象とするのである。こうして求められた割引率は、実効利率または実効金利(effective rate)と呼ばれる²。

実効金利が得られたのに続いては、これを用いて会計期間毎の利息収益を計算することとなる。そこでは、金銭債権の期首残高に実効金利を乗じた額が毎期の成果とみなされ、それにみあう受取利息が計上される。後に詳述するように、実際の資金回収より、むしろ時の経過という事実に着目して投資の成果を捕捉するところに、利息法に固有の特徴を認めることができる。借り手からの返済を受けたときは、その分だけ金銭債権を減額することとなる。契約どおりに資金の回収が進めば、実効金利の定義上、資金の完済とともに金銭債権の簿価もゼロとなるはずである。

このとおり、「利息法」は、あらかじめ定められたスキームにもとづき、每期一定率、具体的には(当初の)実効金利にみあう収益を計上すること、それ自体を重視した計算手続といえる。その主眼はあくまでも、約定どおりの資金回収が期待でき、その意味で「事実上確定した」成果をどう配分したらよいかにかに置かれている。言い換えれば、毎期の利息収益に「意味のある」解釈を与えるためにはどのような配分手続が求められるのか、そういう観点から導かれてきたものと考えられる。

実際には、利息法による金銭債権の簿価を実効金利による割引現在価値と解釈するむきも少なくない。そういう文脈で語られる利息法は、金銭債権を「現在価値」という属性値で測ることそれ自体をねらいとした計算手続とみなされている。しかしそこでいう「現在価値」は、例えば市場価格(市場参加者が総体として期待するキャッシュフローの割引現在価値)のように、ストックそれ自体の価値を直接反映したものとはいえない。というのも、割引計算に用いられている「当初の実効金利」は文字どおり「過去に関わるもの」であり、それに依存している属性値は、測定時点におけるストックの価値に直接引きつけた解釈が困難だからである。

ここで述べたことに着目すれば、利息法がストックの価値それ自体ではなく、期間損益の経験的な意味を重視した方法である旨、積極的に主張できそうである。改めて考えてみると、もし利息法が貸借対照表指向の手続であれば、将来キャッシュフローを割り引く際、例えば金利の期間構造などに関心が寄せられても不思議はない。それを考慮に入れたほうが、ストックの価値を「正確に」見積もれる旨、多言を要しないであろう。そういう発想がみられず、一定の投資収益率を維持することのほうに力点が置かれているのも、利息法が損益計算書指向の手続であることの間接的な証拠となりえよう。

以上、ここでは利息法が具体的にどのような計算手続なのかを述べてきた。今度は、これがいかなる「投資のねらい」と対応しているのかを論じていくことにする。

(2) 利息法と「投資のねらい」

前項で述べたとおり、利息法の適用にあたっては約定どおりの資金回収が事実上の与件とされている。この点をさらに詳述するなら、いったん創設した金銭債権については（i）償還期限までの継続保有と（ii）その間の滞りなき資金回収とが、ともに暗黙の前提とみなされている。詳細は繰り返さないが、実効金利の計算過程は、この点を端的に物語っている。

では、利息法が適用されるケースのこうした特徴は、正常な金銭債権に関する「投資のねらい」とどう関わっているのであろうか。改めて考えてみれば、先に掲げたふたつを「暗黙の前提」というのは、それらがまさしく「投資のねらい」に直結しているからであろう。いったん創設した金銭債権を満期まで保有し続けるのは必然ではない。もちろん、契約どおりの資金回収が見込まれるケースも限られている。にもかかわらず、それらを当然とみなしうるのは、保有者による主観的な見積りの次元、つまり「投資のねらい」においてのことであろう。言い換えれば、利息法の背後には、満期までの継続保有により回収額の最大化を図ろうとする「投資のねらい」を見出すことができる。貸し手自身が直接、借り手からの返済を受けるのが最善の選択という見込みを有しているからこそ、実効金利をもとに毎期の利息収益が計算されるのであろう。

ここで述べたとおり、利息法の手続が「投資のねらい」に適うようなケースとは、具体的には、金銭債権を償還期限まで保有するのが想定されている場合、しかも、契約どおりの資金返済が見込まれる場合とすることができる。ここでいう「償還期限までの継続保有」は、より厳密にいうと、貸し手自身は資金回収にあたり特別な営業努力を費やすことなく、借り手の側の営業努力を期待し、時の経過を待つだけで期待どおりの成果が得られる状況を意味する。いったん金銭債権を創設した後は、原則として何の営業努力も必要ないと考えられているからこそ、時の経過を唯一のメルクマールとして利息収益が計上されるのであろう。

続いては「約定どおりの資金回収」であるが、利息法の適用が意味を持つのは、厳密にいうなら「事実上確定した成果が期待できる場合」と言い換えることができる。契約どおりの返済が確実に見込まれる場合は、結果的に「約定どおりの資金回収」が「投資のねらい」となる。しかし、それは必然とはいえない。ここで複数の類似した小口債権からなるポートフォリオへの投資を想起する。債権の一部については貸し倒れが予想されるが、その発生率は経験上、容易に推定可能なものとする。こういうケースでは、契約にもとづくキャッシュフローの総額ではなく、そこから貸し倒れの見込みを控除した額のほうを「事実上確定した成果」とみることができる。満額の資金回収は期待できないが、そこにも利息法を適用する余地が生まれてこよう。

以上を要約するなら、利息法の適用に意義を見出せるのは、金銭債権を償還期限まで保有し、借り手の営業努力に期待しながら「受動的に」資金の返済を待つのが「投資のねらい」といえる場合である。もちろん、将来のキャッシュフローについての確たる予想が立てられなければ、実効金利の計算などおぼつかない。そうなると、利息法が適用されるのは、債権投資の成果が事実上確定といえる場合にかざられる。いっそう正確にいうなら、時の経過とともに、あらかじめ確定している成果の実現を図るのが「ねらい」といえる場合にこそ、利息法の適用が求められるのである³。

正常な金銭債権に適用される利息法と、そこで暗に与件とされている「投資のねらい」との対応関係は以上のとおりであるが、ここで明らかとなった「投資に寄せられた期待」は、その他の投資プロジェクトに関するものくらべていくつかの際立った特徴を有している。債権を創設した時点で将来の成果が事実上確定しているのも⁴、そうした成果が時の経過とともに（自律的な

営業努力を費やすことなく）生じるのも、正常な金銭債権以外ではあまりみられない特質といえる。とすれば、正常な金銭債権をめぐる環境の変化は、利息法の適用を容易に「投資のねらいに適わないもの」へと変質せしめる可能性を秘めている。利息法の論拠がきわめて脆弱なものに過ぎないからこそ、減損の問題が切実なものとなってくるのである。

以上、本節では「利息法」の概要と「投資のねらい」との対応関係を論じてきた。そこでは、時の経過を待つだけで約定どおりの資金回収が見込まれること、つまり正常な状態に置かれていることが利息法の意義と密接に関わり合っていた。とすれば、債権の不良化は、もともと利息法の適用対象となっていた債権をめぐる業績評価に深刻な影響を及ぼすおそれがある。次節においては、金銭債権を取り巻く環境の変化により成果のとらえかたが具体的にどう変わってくるのか、あるいは変わらないのか、この点に議論を進めることとする。

第2節 資金回収の困難と金銭債権をめぐる業績評価

(1) 利息法の適用を与件とした「見積もりの修正」

先述のとおり、金銭債権から約定どおりの資金回収が期待できなくなると、利息法の適用が「投資のねらい」に適うものかどうかを改めて確認する作業が求められるようになる。これも先に論及したとおり、投資の成果を利息法の手続でとらえることができるのは、時の経過を待つだけで、「確実な」成果に対する期待が事実へと転化するケース（そのような成果をねらっている場合）であった。金銭債権に生じた資金回収の困難は、利息法の適用にあたっての与件に、はたしてどのような影響を及ぼすのであろうか。実はひとくちに「資金回収の困難」といってもさまざまであり、ある種の修正を施せば依然として利息法が意味を持ち続ける場合から、その適用が意味を失ってしまう場合まで多岐に分かれてくる。

このうち資金回収に生じた困難の影響が比較的軽微なのは、契約どおりの返済が期待できなくなったとはいえ、相変わらず時の経過とともに成果の実現を期待できる場合であろう。これは正常な金銭債権に関する「投資のねらい」のうち、満額の回収という部分だけは期待できなくなったケースと言い換えられる。当初期待していたほどの資金回収は見込めないものの、被った損失の大きさは明確で、資金回収に困難が生じた後もそれ以前と同様、事実上確定した成果が見込まれる。減損の発生前後における違いは、「確定した成果」の大きさが約定どおりの返済額に満たなくなったことにしか見出せない。そういうケースにおいて、減損は利息法の適用をめぐる環境にどのような影響を及ぼすのであろうか。

これまでの推論からすれば、資金回収に生じた困難がこの次元にとどまるかぎり、借り手からの返済が滞った後も利息法を適用する余地は残されている。というのも、前節で簡単に言及したとおり、事実上確定した成果さえ期待できれば、利息法の手続は「投資のねらい」に適うものといえるからである。正常な金銭債権については契約どおりの将来キャッシュフローを「確定した成果」とみなしうるが、満額の回収は利息法の適用にあたって必要な条件とはいえない。契約した額に満たないキャッシュフローや、返済の遅れが見込まれる場合であっても、それが「確定した成果⁵⁾」であり、しかも時の経過とともにその実現を期待できる場合は、利息法による業績測定に従来どおりの意義を見出すことができる。

ここで述べたとおり、たとえ資金の返済が滞ったとしても、ただちに利息法の適用が意味を失うのではない。金銭債権をめぐる環境が、利息法によって投資の成果をとらえることに意義を見

出せるようなものであるかぎり、約定どおりの資金回収が見込めなくなってもなお、利息法の適用それ自体には修正が求められない。では利息法の手続を与件としたとき、資金の回収に生じた困難は、期間損益計算にどのような影響を及ぼすのであろうか。

ひとつの考えかたとしては、減損の発生いかんにかかわらず、旧来の業績評価をそのまま踏襲する方法もありうる。当初の実効金利を用いて、時の経過とともに未収利息を計上していくのである。そこでは、実際に回収した資金の額が契約上の要返済額を下回るたび、差額にみあう損失を計上していくこととなる。厳密さをあえて犠牲にしているなら、債権の不良化にともなう損失を「実現基準」でとらえるわけである。しかしこの方法によれば、約定どおりの資金回収が見込めなくなった事実が、ただちに期間損益に反映されることはない。「減額」の事実が実際のキャッシュフローで確かめられるまで、いわば損失が先送りされることとなる。こうした理由から、不良化の事実は何らかの形で期間配分のフレームワークへと即座に反映させるのが支配的な見解となっている。

では、契約どおりの返済が期待できなくなった事実は、具体的にどのような形で業績評価のしくみ（利息法の適用を与件としたもの）に関わってくるのであろうか。先に述べたとおり、減損の発生後も利息法にもとづく業績評価のしくみが尊重されるのは、満額ではないとはいえ「事実上確定した成果」が見込まれるからである。そこでは、返済の滞った金銭債権についても、新たに見積もり直した成果が実現したかどうかを、時の経過という事実によって確かめる作業が求められる。そこで必要なのは、将来キャッシュフローに関する見積もりを、契約にもとづくものから実際に回収可能な額へと修正する手続といえる。いわば見積もりの修正または変更こそ、減損の事実から導かれてくる測定操作とみることができる。

以上、ここでは資金回収に困難が生じたとはいえ、利息法の適用が「投資のねらい」に合う測定操作であり続けるケースを論じてきた。そこでは、将来キャッシュフローに関する見積もりを、契約どおりの額から実際に回収可能な額へと修正する手続の必要性が導かれてきた。もっとも、ひとくちに「見積もりの変更」といっても、回収可能な将来キャッシュフローが減少した事実は、さまざまな形で期間損益へと反映させることができる。どのような選択肢がありえ、それぞれがどのような論拠に支えられているのかについては、次稿で詳述する予定となっている。

(2) 新たなフレームワークへの移行

続いては、資金の回収に著しい困難が伴うようになった場合を考えてみたい。約定どおりの返済が期待できなくなっただけでなく、事前に期待した成果が実現したかどうかを確かめる事後の事実として、「時の経過」が適切とさえいえないようなケースを想定するのである⁶。前項で言及したように、利息法による業績評価が意味を持つかどうかを判断する際、時の経過とともに収益を計上しうるかどうか、つまり財の保有主体による自律的な営業努力が求められるかどうかは、重要なメルクマールとして機能する。金銭債権に生じた減損はそのメルクマールに抵触するような事態、すなわち単に時の経過を待つだけでは成果を期待しえないような事態をも引き起こすのである。

その一例としては、金銭債権の減損を契機として借り手の自主的な返済努力を期待するのではなく、貸し手がみずから営業努力を費やして資金の回収を図るようになる場合を想起できる。このときはたして、利息法の継続適用は依然として「投資のねらい」に適うものといえるのであろうか。確定した成果に対する期待が時の経過とともに事実へと転化するとはいえなくなり、より

積極的な営業努力が何らかの形で貸し手の側に求められるようになった以上、時の経過をメルクマールとして収益を計上する利息法は、もはや「投資のねらい」に適うものとはいえない。そこでは、新たな「ねらい」にそくした業績評価のフレームワークを、改めて設定する必要が生じてこよう。

むろん、いまここで採り上げたのは、「ねらい」の変化に関する一形態に過ぎない。では新たな「ねらい（資金を回収するための方策）」として、このほかどのようなものが想定できるのだろうか。また、「ねらい」がどう変化するのか、その違いに応じて、業績測定のおしくみに修正を施す場合の具体的な手続も違ってくるのであろうか。詳細については後に改めて論じるが、資金回収のための選択肢としては、先述した借り手による積極的な回収努力のほか、第三者への譲渡（担保財産の処分も含む）などが新たに意味を持つようになる。そこでは、どのような期待が寄せられたのかに応じて、減損以降の期間損益計算も異なってくる。第三者への譲渡が予定されている場合と、貸し手自身が自律的な努力を費やす場合とでは、成果の実現を確かめるための事実も違ってくる点、多言を要しないであろう。

ただ、こと約定どおりの資金回収が見込めなくなった時点で求められる手続にかぎれば、「投資のねらい」がどう変化したのかは必ずしも重要な問題ではない。むしろ「ねらい」に変化が生じたことそれ自体が、減損にあたって必要な測定操作を決めている。事後にいかなる操作が予定されているにせよ、旧来よりとり行ってきた業績評価のフレームワークを改め、新たなものを設定し直す場合は、共通の手続が求められる。より具体的には、新たな枠組みへと移行した時点における公正な評価額をもとに、それを超えて回収した資金で投資の成果を測定することとなる。そのためには、減損の生じた金銭債権をその時点の時価まで切り下げる作業が必要になってくる。繰り返しとなるが、これは「ねらい」の変化それ自体から導かれてくる操作であり、変化の態様いかんで異質な処理が導かれてくるわけではない。

ここで述べたとおり、金銭債権からの資金回収に困難が生じた結果、時の経過だけでは事前に期待した成果が得られなくなった場合、利息法は「投資のねらい」にそくした業績測定のおしくみとはいえなくなる。そこでは新たな期待に適用可能な事実で成果の実現を事後的に跡づけるため、業績評価のフレームワークそれ自体に修正が求められることとなる。「修正」のための作業は事後的な業績測定のおしくみにかかわらず共通しており、業績測定の基礎となるのは、いずれにせよ、減損の生じた債権を新たに創設したら必要となるはずの現金支出額（つまり公正な評価額）である。そうなると、利息法の適用に意義を見出せなくなった場合は、常に時価への簿価修正（切り下げ）が必要になってくる。後に詳述するとおり、「ねらい」に変化がみられない場合とは異質な測定操作が求められるのである⁷。

第3節 金銭債権をめぐる特殊事情—ねらいの変化なき切り下げの必要性—

(1) 実物投資や証券投資との相違

前節では、金銭債権の返済が滞ったのを契機として利息法の適用が意義を失ってしまう場合と、減損の発生にもかかわらず、その適用が依然として意味を失わない場合とを紹介し、それぞれで求められる測定操作を解き明かしてきた。ふたつのケースで必要とされる手続は異なっていたが、その相違点を端的にいうと、前者では業績測定に関する既存のフレームワークを与件とした「見積り修正」が必要なのに対し、後者ではフレームワークそのものの修正が必要となってくる。

前者の修正では、回収可能なキャッシュフローの減少という事実を各期の業績にどう反映させたらよいか、その問題に関心が寄せられるのに対し、後者においては、減損を機に公正な評価額への簿価修正が一意的に導かれてくる。具体的な切り下げの処理は、「ねらい」が変化したかどうかに応じてケース毎に大きく異なってくるのである。

ここで問題となるのは、なにゆえこの局面で、「ねらい」の変化を伴わないという意味で「例外的な」簿価修正が求められるのかである。結論から先にいうと、「ねらい」の変化が生じないケースの簿価修正は、金銭債権という財の特性に起因する固有の手續とみることができる。以下、典型的な実物投資や金融投資には「ねらい」の変化なき簿価修正がなじまないことを示す。

周知のとおり、典型的な実物投資については、保有主体が自律的な営業努力を費やさなにかぎり投下資金の回収は期待できない。確たる成果など、投資に着手した時点では望むべくもない。事業用の資産についてはさまざまな用途を想定できるが、いずれを採るにせよ、回収努力をみずから積極的に費やさなにかぎり、十分なキャッシュインフローを期待できない点では共通している⁸。

ここで述べたとおり、実物投資の場合は、そこから期待される将来キャッシュフローの見積もりに、そもそも多くの困難が伴う。なによりも重要なのは、かりにそれを見積もることができたとしても、そこでの推測値は、いまだ費やされていない営業努力を与件としたものに過ぎないということである。時の経過だけでは事実への転化が期待できない（その意味で「確実さ」を欠く）成果しか見込めない場合は、見積もりの修正分をただちに期間損益に反映させるのは難しい。投資の成果について事実の裏づけが求められるのと同様、見積もりの変更に関しても、キャッシュフローの確たる跡づけが必要と考えられるからである。通常の業績測定において実際に生じたキャッシュフローを重視する発想と、未実現のキャッシュフローをもとに簿価を修正し、暫定的な投資の成果を期間損益に反映させる「見積もりの修正」という操作とは、基本的に相容れない関係にあるとみて差し支えない⁹。

こうしてみると、現在実行している投資プロジェクトから当初予想したほどの成果が期待できなくなったとき、予想されるキャッシュフローをもとにストックの評価を切り下げようとする測定操作は、実物投資とは基本的になじまない。見積もりが不確実なものにとどまってしまうためである。収益性の低下という事実は、実際のキャッシュフローに裏づけられるのを待って期間損益に反映させるのが、営業投資のねらいに適ったやりかたと考えられる。そこでは、金銭債権のような形で「見積もりの修正」が求められることはない¹⁰。

続いては、典型的な金融商品を探り上げる。時価の変動分が事前の期待を確かめるための事実といえる財の場合は、まさしく時価の変動に着目して投資の成果をとらえていくしかない。そこには「見積もりの修正」と称される特別な測定操作が関わってくる余地はない。市場価格に織り込まれた「期待の改訂分」しか成果としての意味を持たない以上、それを期間損益に反映させようとするれば、本則どおりストックを時価で評価することになるからである。保有主体の主観的な思惑にもとづく期待の改訂は、金融商品をめぐる「投資のねらい」とは結びつかない事象といえる。

(2) 金銭債権に固有の特質と「見積もりの修正」

上記ふたつのケースと対比すれば、「見積もりの修正」という測定操作が返済の滞った金銭債権（正確にはその一部）とだけ結びつく理由を解き明かすのも、そう難しいことではない。金銭

債権の「財としての特性」のうち、将来キャッシュフローを「直接」見積もることができ、しかもその実現を「自律的に」図ることができる点が、「見積もりの修正」という手続と関わっている。言い換えれば、回収可能なキャッシュフローの見積もりが比較的容易であり、しかもその発生が時の経過とともに、ある意味で「無条件に」見込まれるような環境が整っているところが重要なのである。

これと対照的なのが、成果の不確実さゆえ、事前の期待を確かめるための事実として、実際に生じたキャッシュフローに関心が寄せられる実物投資の場合である。そこでは、キャッシュフローの裏づけなき「見積もりの修正」を期間損益に反映させるのは困難と考えられる。自律的な営業努力を費やさなければ回収しえないようなキャッシュフローを「先取り」し、それをいち早く期間損益に反映させるのは、実物投資をめぐる業績評価とはなじまない手続といえる。

実物投資とは別の意味で金銭債権と対照的なのが、これも先に採り上げたところの、整備された流通市場で頻繁に取り引きされる金融商品のケースである。そこでは他律的な時価の変動に着目した測定操作しか意味を持ちえない。将来キャッシュフローを直接指向した業績評価が求められている点で、金銭債権と典型的な金融商品との間に大きな違いがみられないのはたしかである。しかし、事実上確定した成果をあらかじめ期待でき、しかもその実現を図るため、自主的な投資政策の選択が可能な前者と、もっぱら他律的な市場価格の変化に投資の成果が依存している後者とで、「投資のねらい」に合うような業績評価のしくみは異なってくる。期間配分の手続が意味を持つのは前者にかざられるのである。

典型的な実物投資のみならず、代表的な金融商品も「見積もりの変更」と呼ばれる測定操作に必ずしもなじまないとすれば、「見積もりの修正」が「投資のねらい」と整合するケースはきわめて狭い範囲に限られてくる。実質的には、返済の滞った金銭債権が唯一の事例とも考えられそうである。ここで引き出されたインプリケーションは、後に事業用資産の減損を論じる際、重要な役割を果たすこととなる。というのも、「投資のねらい」の変化が認められない事業用の資産については、不良債権のような簿価修正が必要とされないからである。金銭債権をめぐる議論が、かならずしも事業用資産に直結しない旨、十分な注意を払うようにしたい。

以上、ここでは約定どおりの資金回収が困難となったとき、金銭債権をめぐる業績評価にどのような影響が及ぶのかを論じてきた。前稿で確かめたとおり、本稿を含む一連の論攷は一貫して「投資プロジェクトに寄せられた期待」と「それを確かめるための事実」との関係、言い換えれば、「投資のねらい」とそれに合うような業績評価のしくみに関心を寄せている。本稿ではまず最初に、滞りなく資金の回収が進められている「正常な」金銭債権に適用されることの多い利息法の概要を紹介し、それが債権投資のねらいとどう関わっているのかを確認した。

既に確かめたとおり、利息法という手続の特徴は、あらかじめ決められた額の利息収益を時の経過に着目して各期に配分するところに求められる。とすれば、利息法の手続が「投資のねらい」に合うのは、(a)償還期限までの間、貸し手自身が借り手から直接資金の返済を受けるのが最善の選択といえる場合で、かつ(b)回収可能なキャッシュフローを事実上確実に予測できるケースといえる。利息法の（継続）適用に意義を見出さうかどうかは、上記ふたつの要件が満たされるかどうかにかかっているのである。では金銭債権の「減損」あるいは「不良化」は、ここで掲げた要件に何らかの影響を及ぼすのであろうか。本稿では、ふたつのケースに分けて分析を進めることにした。

そのうちのひとつは、借り手からの返済が滞った後でも(a)の要件は満たされるし、契約に満たない額のキャッシュフローについては、(b)に示されているように、発生が事実上確実に見込まれる場合である。これは将来キャッシュフローは減少したものの、債権投資をめぐる環境には根本的な変化がみられないケースと言い換えることができる。「投資のねらい」に変化が生じていない以上、ここでは「減損」ないし「不良化」という事態に「(将来キャッシュフローに関する)見積もりの修正」という形で対応する手続が求められることとなる。利息法のフレームワークを踏襲しながら、そのなかで、新たに見積もられた「確実なキャッシュフロー」を償還期限までの残された期間にどう配分すべきか、そういう観点から修正が施されるわけである。

これに対し、もうひとつのケースは、先に掲げた(a)や(b)が満たされなくなり、利息法の適用が「投資のねらい」に適用ものとはいえなくなる場合である。借り手が深刻な破綻に陥ったときには、収益の発生（資金の回収）を、いままでどおり時の経過に委ねておくのが最善の選択とはいえないケースも生じてくる。減損を機に「投資のねらい」が変化したのであれば、利息法の適用を与件とした「見積もりの修正」はもはや「ねらい」にそくした手続とはいえない。ここでは、むしろ業績測定フレームワークそれ自体の修正が必要となってくる。そういう場合は、旧来の投資をいったん打ち切ったものとみなし、減損が生じた時点の公正な評価額（時価）をもとに、業績評価をやり直す作業（具体的には時価への切り下げ）が求められることとなる。

繰り返し述べているように、本稿の趣旨は、「投資のねらい」の変化が業績評価に及ぼす影響を解き明かすことに求められる。それとの関連でいうなら、「ねらい」が変化していないにもかかわらず、変化が生じた場合とは異質な理由で切り下げが求められるのはなぜか、その点については追加的な説明が必要となってくる。ここでは、金銭債権という財に固有の特性に着目し、それにひきつけて「ねらい」の変化なき切り下げの必要性を説明した。「期間配分」の手続、なかでも、キャッシュフローの裏づけなき収益を各期に割り当てるような業績評価が「投資のねらい」に適用のは、金銭債権に固有の特質といえる。まさしくそれが「見積もりの修正」、すなわちキャッシュフローの裏づけなき損益修正という測定操作を意義づけているのである。

資金の回収に生じた困難は、一意的な測定操作を導くものとみなされることも少なくない。わが国のように「投資のねらい」の変化をきっかけとした簿価修正の必要性が、そもそも十分浸透していないケースはその典型例といえる¹⁴。しかしここでの議論によれば、「減損」ないし「不良化」と呼ばれる事象が業績評価のしくみに及ぼす影響は、一面的なものとはいえない。返済が滞った結果、保有主体が金銭債権から何を期待するようになったのか、言い換えれば、減損を機に「投資のねらい」が変化したかどうかをみきわめたいうえで、切り下げの必要性やタイミング、さらには切り下げ額の大きさを議論しなければならない。以上が、金銭債権の減損をめぐる「通説」に対する本稿のインプリケーションといえよう。

こうした推論を受け、次稿では、「投資のねらい」に変化が生じた場合と生じていない場合のそれぞれにどのような測定操作が求められるのか、もう少し具体的に論及していきたい。ひとくちに変化が生じた場合、あるいは生じていない場合といっても、それをいうだけでは資金の回収が困難となった時点、さらにはそれ以降の年度における業績測定はひとつには決まらない。それぞれのケースで、具体的な会計処理はさらに細かく枝分かれしている。この問題について詳述するのが、直後に投稿予定となっているふたつの論文のねらいである。

[参考文献]

- AAA [1993], American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee, "Response to the FASB Exposure Draft 'Accounting by Creditors for Impairment of a Loan'," *Accounting Horizons* Vol.7 No.3, 1993, pp.114-117.
- APB [1971], Accounting Principles Board (American Institute of Certified Public Accountants), Opinions No.21: *Interest on Receivables and Payables*.
- ASB [1997], Accounting Standards Board, Financial Reporting Exposure Draft No.15: *Impairment of Fixed Assets and Goodwill*, June 1997.
- FASB [1992], Financial Accounting Standards Board, Proposed Statement of Financial Accounting Standards: *Accounting by Creditors for Impairment of a Loan -an amendment of FASB Statements No-5 and 15*, June 1992.
- FASB [1995], Statement of Financial Accounting Standards No.121: *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed of*.
- IASC [1997a], International Accounting Standards Committee, *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities, a Discussion Paper issued for comment by the Steering Committee on Financial Instruments*, March 1997.
- IASC [1997b], Exposure Draft No.55: *Impairment of Assets*, May 1997.

[注]

- 1 APB [1971] を参照。
- 2 融資を実行した段階で計算される実効金利という意味で、これは当初の実効金利 (original effective rate) と呼ばれることもある。これはまた、いわゆる内部収益率 (internal rate of return: IRR) と置き換えても差し支えない。
- 3 償還期限を待たずに金銭債権を譲渡するつもりなら、流通市場における譲渡価格こそが「期待の実現」を確かめるのに適した事後の事実となるはずである。
- 4 みずから創設した金銭債権について、償還期限までの継続保有が資金回収の手段として (事実上) 唯一「意味のあるもの」といえるからこそ、つまりそれ以外の手段にもとづく債権の価値は考慮するに値しないからこそ、投資の成果を「事実上確定したもの」とみることができる。この点については、前稿の議論を参照。
- 5 将来キャッシュフローの期待値を正確に予測できるというだけでは、この文脈でいう「事実上確定した成果」にはあたらない。キャッシュフローの変動性がある程度小さいことも、「確定した成果」には求められる。詳しくは別稿に譲りたい。
- 6 より正確には、事前の期待を確かめる事実として「時の経過」に着目すること自体に修正が迫られることはないが、投資の成果に関する変動性が大きく、それを「事実上確定した成果」とはみなせない場合もここに含まれる。詳しくは後述する。なお、直前の脚注5も参照されたい。
- 7 なお、「ねらい」が変化した場合と変化が認められない場合とを具体的にどうより分けるのかについては、ここでは言及を避けることとした。具体的な測定操作をめぐる論点は、次稿で一括することになっているからである。ここではさしあたり、「ねらい」に着目する議論は、概念の次元はともかく、具体的な測定操作の次元において未解決の難しい問題を抱えている点のみ、指摘しておきたい。

- 8 金銭債権との対比を後に予定している関係上、さらにつけ加えていうなら、事業用の資産は複数が有機的に結びついたとき、はじめてキャッシュフローを期待できるようになるのが常態といえる。単体としての営業資産からどれだけの資金回収が見込まれるのかを見積もろうとしたところで、意味のある結論は得られそうにない。
- 9 これも詳しくは別稿に譲ることとする。
- 10 実際には、収益性の低下した事業用資産についてもキャッシュフローを待たずに評価を切り下げよう求めた基準書や公開草案もみられる（ASB [1997], IASC [1997a], FASB [1995]）。これらについては、後に詳述を予定している。なお、よく知られているように、旧来、営業資産の評価を切り下げられる場合は「耐用年数の変更」という形式が採られてきた。これにはさまざまな理由がありえようが、この文脈にひきつけていうなら、耐用年数はある程度自律的なコントロールが可能で、その見積もりは将来キャッシュフローに関するものほど不確実なものではないためとも解釈できそうである。つまり「耐用年数の短縮（短期間のうちに資金回収を行う旨の意思表示）」は客観的な事実に基づけられた「見積もりの変更」といえるが、単なる収益性の低下はそれにあたらぬといえるのである。
- 11 逆に米国会計学会は、かつて米国財務会計基準審議会（FASB）が不良債権を取り扱った公開草案（FASB [1992]）を公表した際、返済の滞った金銭債権を一律、時価まで切り下げるやりかたを提起した（AAA [1993]）。また、国際会計基準委員会による討議資料も、不良債権を含む金融商品を原則、時価で継続的に評価するよう求めている（IASC [1997b]）。これらは、本稿でいう「ねらい」の変化に着目した測定操作と整合的なものといえる。ただ、米国会計学会などの提案が、本当に「ねらい」の変化という発想から導かれてきたのかどうかは定かでない。